

## 武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部運営部会の設置について

- 1 武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）の運営を迅速かつ機動的に行うため、対策本部に運営部会を設置する。
- 2 運営部会は、武蔵野市内における新型コロナウイルス関連感染症の拡大防止のため、必要な対策を検討し、対策本部会議の議題を整理する。  
なお、必要な対策の実施にあたり、対策本部会議を開催する暇がないときは、本部長の定めるところによる。
- 3 (1) 運営部会の構成員は、別紙のとおりとする。  
(2) 部会長は、防災安全部を担任する副本部長とし、副部会長は、健康福祉部を担任する副本部長とする。  
(3) 部会長は、必要に応じ、運営部会に他の職員及び財政援助出資団体派遣職員等の出席を認めるものとする。
- 4 運営部会の庶務は、安全対策課及び健康課が処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、運営部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が別に定める。

(別 紙)

武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部運営部会名簿

役 職	職 名	備 考
部会長	副市長	
副部会長	副市長	
部会員	総合政策部長	
部会員	広報担当課長	
部会員	総務部長	
部会員	財務部長	
部会員	市民活動担当部長	
部会員	防災安全部長	
部会員	安全対策課長	
部会員	防災課長	
部会員	健康福祉部長	
部会員	健康課長	
部会員	子ども家庭部長	
部会員	教育部長	